

## 議案第5号

### 平成25年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成25年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

平成25年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取港湾事務所等警備業務委託	平成26年度から 平成28年度まで	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small>  <b>834</b> </div>